

平成 24 年 9 月 6 日  
24 建（通達）第 4 号  
（改正）平成 27 年 3 月 30 日  
26 建（通達）第 19 号

## 請負工事の監督に関する基準について

### （目的）

第 1 条 本通達は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構における請負工事の監督について定め、これを適正かつ効率的に実施することを目的とする。

### （適用除外）

第 2 条 本通達は、工事請負金額が 250 万円以上の工事に適用し、工事監理を外部委託する場合には、適用しない。

2 建設部長又は工務部門の部長等が認めた場合には、第 3 条から第 7 条に定めるものについては適用しないことができる。

### （監督の体制）

第 3 条 建設部長又は工務部門の部長等は、請負工事の監督を統括する。

2 工事担当課室長（請負工事の施工を所管する課室等の長をいう。以下同じ。）は、請負工事を監督する。

3 工事担当課室長代理は、工事担当課室長の職務を補佐し、これに事故がある場合にその職務を代理する。

4 工事担当課室長及び工事担当課室長代理の職務を補佐させるため、工事担当課室長は、工事担当チームリーダー及び工事担当者を置くことができる。

5 工事担当チームリーダー及び工事担当者は、工事担当課室長が当該課に所属する職員等から指名する。

### （監督業務の分類）

第 4 条 監督業務は、「監督の統括業務」、「工事担当課室長業務」及び「工事担当チームリーダー・工事担当者業務」に分類するものとし、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

#### （1） 監督の統括業務

イ 課室長、チームリーダー及び担当者の指揮監督及び監督業務の掌理

ロ 契約の履行において必要な契約の相手方に対する指示、承諾又は協議（重要なものに限る。）

## (2) 工事担当課室長業務

- イ 契約の履行において必要な契約の相手方に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）
- ロ 設計図、仕様書その他の契約関係図書（以下「契約図書」という。）に基づく工事の実施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書（軽易なものを除く。）の承諾
- ハ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（ほかの者に実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。ただし、第2号ハでは軽易なものを除く。）
- ニ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整（重要なものを除く。）の処理
- ホ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由及びその他必要と認める事項の監督統括業務を担当する監督職員に対する報告
- ヘ チームリーダー及び担当者の指揮監督並びに課室長業務及びチームリーダー・担当者業務の掌理

## (3) 工事担当チームリーダー・工事担当者業務

- イ 契約の履行において必要な契約の相手方に対する指示、承諾又は協議（軽易なものに限る。）
- ロ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等（軽易なものに限る。）の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書（軽易なものに限る。）の承諾
- ハ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（軽易なものに限る。）
- ニ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由及びその他必要と認める事項の課室長に対する報告

## (監督員の通知)

第5条 建設部長又は工務部門の部長等は、第3条の工事担当課室長、工事担当課室長代理、工事担当チームリーダー及び工事担当者（以下「監督員」と総称する。）の氏名を工事の契約ごとに、遅滞なく、契約の相手方に通知するものとする。これらの者に変更があった場合も同様とする。

## (監督の技術的基準)

第6条 監督員が監督を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

(監督に関する図書)

第7条 監督員は、次の各号に掲げる図書(契約の相手方から提出された図書を含む。)をそれぞれの担当業務に応じて作成及び整理して監督の経緯を明らかにするものとする。

- (1) 工事の実施状況を記載した図書
- (2) 契約の履行に関する協議事項(軽易なものを除く。)を記載した書類
- (3) 工事の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の事実を記載した図書
- (4) その他監督に関する図書

附 則

この通達は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日 26建(通達)第19号)

この通達は、平成27年4月1日から施行する。